

手配旅行条件書

株式会社 アーク・スリー・インターナショナル

大阪市北区梅田 2-2-2 ヒルトンプラザウエスト 9F
観光庁長官登録旅行業第 1409 号

- ☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。
- ☆この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

<1>手配旅行契約

- この旅行は、(株)アーク・スリー・インターナショナル(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。
- 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。
- 当社が善良な管理者の注意を持って旅行サービスの手配をしたときに、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。従って、満員・休業・条件変更等により、運送・宿泊機関とお客様との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

<2>旅行の申し込みと契約の成立時期

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料他お客様が当社に支払う費用の一部として取り扱います。
 - イ. お申込金は、お一人様につき3万円以上全額までとさせていただきますが、航空券等の定める条件により、その都度ご案内します。
 - ロ. ローンを利用される場合には旅行代金の 10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。
- 手配旅行契約は、当社が契約締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立します
- 当社は次の場合には、お申込金の支払いを受けることなく、旅行契約締結を承諾します。
 - イ. お申込金の支払いを受けることなく、手配旅行契約締結を承諾する旨を記載した書面をお渡した場合は、その時点。(郵送、ファクシミリの場合は発送した時点、電子メールの場合はお客様に到着した時点)
 - ロ. 旅行代金と引き換えに、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合であって、当社がお申し込みを承諾した時点。
- 旅行申し込みのお名前について
お申し込みのお名前はパスポート記載のスペル通りにお知らせください。航空機ご搭乗者のスペル訂正、性別の修正、大人・子供の種別、お客様の交替は、変更ではなく取消後の再手配扱いとなり、取消料の対象となります。また、再手配時には同等の条件・料金等での手配が出来ない場合があります。

<3>申し込み条件

- 20 歳未満の方は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 15 歳未満の方は保護者の同行もしくは、出発・到着空港での成年者の付き添いが必要となる場合があります。また、年齢によってはお申し込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの

場合も現地事情や運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。

- 5 その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

<4>旅行代金のお支払いと旅行代金の変更について

- 旅行代金とは、お客様から依頼された運送・宿泊機関等の旅行サービスの対価と当社所定の旅行業務取扱料金をいいます。旅行代金は契約書面または旅行代金請求書に記載した日までにお支払いください。尚、運送・宿泊機関の都合により旅行代金の支払期日を変更させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- 当社は、旅行契約の締結後であっても、運送・宿泊機関等の料金改定、為替相場の変動、航空券に併せて徴収される空港諸税、国内空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ等の変動があった場合には、旅行代金を変更することがあります。尚、この旅行代金の変更を理由とした旅行契約の解除にさいしては、所定の取消料を申し受けます。
- 当社は、実際に要した旅行代金とお客様から収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに代金を精算させていただきます。
- お客様が予定通りに運送・宿泊機関のサービスを受けなかった為に生じた旅行代金の差額は、旅行終了後速やかにお支払いいただきます。

<5>渡航手続き

- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はおお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

<6>旅行契約内容の変更

- 当社は、お客様から旅行日程、旅行サービス等の契約内容の変更のお申し出があった場合には、可能な限りその求めに応じます。
- 当該手配内容の変更によって生ずる旅行代金の増額又は減少、既に完了した手配の取消料等はお客様に帰属します。
- 当社は、上記変更に関する費用とは別に、当社所定の変更手数料をお客様にお支払いいただきます。

<7>旅行契約の解除

- お客様は、下記 a. b. の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。尚、旅行契約の解除は、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨のお申し出いただいた日時を基準とします。
 - お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価、およびまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(解除日に準じた取消料等はお申込時に明示します)
 - 当社所定の取消手続料金および当社が得るはずであった取扱料金
- 当社は次に掲げるような場合において、旅行契約を解除することがあります。このときお客様には、本項 1 号と同様の費用をお支払いいただきます。

- イ. 所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない時
- ロ. お客様がクレジット契約によるお支払いを希望されていながら、与信等の理由によりお支払いが出来なくなった時

ハ、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

3 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの提供が不可能になった時、お客様は旅行契約を解除することが出来ます。この場合当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

<8> 当社の責任

- 1 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 お客様が次に例示するような、当社および手配代行者が関与しえない事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項1号の責任を負うものではありません。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、悪天候、ストライキ等による運送・宿泊機関等の旅行サービスの遅延、中止、変更およびそれに起因する旅行日程の変更
 - ・運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
 - ・官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - ・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等
 - ・運送・宿泊機関の予約過剰受け付け(オーバーブッキング)およびそれに起因する旅行日程の変更
 - ・お客様が航空機等の搭乗受付時間等に遅れて、搭乗できなかった場合
- 3 航空運送約款または航空会社の定めるところにより、お客様が複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社がその予約を取り消した事について当社は責任を負いません。

<9> お客様の責任

- 1 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- 2 お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- 3 お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

<10> 通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)その場合の旅行条件は、本「手配旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- 1 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「手配旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます。)を当社にお申し出いただけます。
- 2 通信契約は、電話による申込の場合は、当社が申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨を e-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- 3 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、お申込時に明示した取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

- 4 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第10項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第12項から第15項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 5 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- 6 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合があります。

<11> 団体・グループの契約について

- 1 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 5 当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を収受して、予定旅行日程に則した添乗サービスを提供します。添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

<12> その他

- 1 海外旅行保険について
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問合わせください。
- 2 この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行の部)によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、旅行業約款(手配旅行の部)を優先します。
当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.arc3.co.jp/> からご覧になれます。
- 3 保健衛生について
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- 4 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。
また、「外務省海外安全ホームページ」 www.anzen.mofa.go.jp
外務省海外安全相談センター: 03-5501-8162
国別・海外安全情報 FAX サービス: 0570-02-3300
でもご確認ください。
- 5 個人情報の取扱いについて
イ. 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
ロ. 当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様さまに提供させていただくことがあります。
ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

平成26年7月1日改訂